

まちづくりの方針が決まりました！ 合志市総合計画 市民説明会

問い合わせ先 企画財政課 政策企画班（合志庁舎） ☎248-1813

まちづくりの指針となる合志市総合計画「第1次基本構想」が、12月定例市議会で議決されました。市では、構想の実現に向けて取り組んでいくため、方策を示す「第1期基本計画」を策定しました。構想・計画を実際のまちづくりに活かしていくためには、市民の皆さんと一緒に活動＝「協働」が必要です。

そこで、市民の皆さんのご意見やご提案をいただき、各事業の展開や次の企画に活かしていくため、『合志市総合計画 市民説明会』を開催します。

また、市政座談会の際にお知らせした「財政状況」に対する健全化の取り組みとして、「財政計画」を策定しました。その概要についても合わせて説明します。

たくさんの参加をお待ちしています。



市民説明会【開催日程】

番号	開催日	曜	開催時間	開催場所	小学校区名、コミュニティ	対象区名	
①	2月10日	日	午前10時～12時	泉ヶ丘市民センター 2階多目的研修室	南ヶ丘小学校区	永江団地	武蔵野台
						杉並台	沖野台
						雇用促進住宅	
②	2月10日	日	午後2時～4時	泉ヶ丘市民センター 2階多目的研修室	合志南小学校区	群	すすかけ台
						黒石原	泉ヶ丘
						西沖住宅	笹原
③	2月12日	火	午後7時～9時	須屋市民センター 2階研修室	須屋コミュニティ	須屋 上須屋	堀川 榎ノ本
						東須屋 南陽	南須屋
						県営住宅	西須屋団地
④	2月13日	水	午後7時～9時	野々島公民館 研修室	野々島コミュニティ	北 本村	東 湯之端
						中尾 灰塚	城 上生
						外園 黒松	くぬぎヶ丘団地
⑤	2月15日	金	午後7時～9時	みどり館 2階大研修室	合志小学校区 (西地区)	平島 鹿水	中林 後川辺
						米温泉団地	新米温泉団地
						山下団地	栄住宅
⑥	2月17日	日	午前10時～12時	ヴィーブル 中央公民館 2階研修室	合志小学校区 (東地区)	出分 下町	新古閑 二子
						上古閑 油古閑	御領 上庄
						野付 原口	新迫 原口下
⑦	2月17日	日	午後2時～4時	西合志図書館 集会室	中央コミュニティ	日向 上町	横町
						合志中央団地	竹迫住宅
						木原野 若原	大池 芝原
⑧	2月18日	月	午後7時～9時	黒石市民センター 研修室	黒石コミュニティ	御代志 東大池	南原住宅
						ユトリック団地	
						黒石	新開
⑨	2月19日	火	午後7時～9時	合生文化会館 2階大会議室	合生コミュニティ	黒石団地	九州沖縄農研
						再春荘	恵楓園
						立割 小合志	生坪 辻久保
						弘生 江良	高木 小池
						合生住宅	桑木鶴団地

※他の開催場所への参加もできます。

男女共同参画推進菊池地域ネットワーク活動報告

男女共同参画社会の実現をめざして



このネットワークは、菊池地域振興局と管内市町が民間で活躍している人と連携・協力し、菊池郡市の男女共同参画社会づくりをより一層推進することを目的として、平成16年度に設立されました。

等に相談しやすい雰囲気、急務不在の場合もカバーできる職場体制など働きやすい職場環境の取り組みの事例発表や意見がありました。

行政からは合志市子育て支援課担当者より次世代育成支援行動計画の着実な取り組みなどの紹介がありました。

最後に熊本学園大学の荒井勝彦教授から「21世紀の少子高齢化時代に入り、男女共同参画型企業社会の必要性が高まりワーク・ライフ・バランスの新たな枠組みづくりが始まった。本日の好事例の企業等の取り組みを地域の発展に活かしてほしい。」とのまとめがあり、シンポジウムを終えました。

●問い合わせ先

菊池地域振興局 総務振興課
男女共同参画推進菊池地域ネットワーク事務局
☎096(25)4121

高病原性 鳥インフルエンザ

冬は鳥インフルエンザが発生しやすい季節です。去年は、隣県の宮崎県で3戸、岡山県で1戸の発生がありました。

ペットの鳥や野鳥が死んだからといって直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありませんが、次々に死んだり、複数の鳥が死んでいるのを発見し不審に思われる場合はご連絡ください。

また、次のホームページなども参考にしてください。

城北家保HP
「城北地区の家畜衛生の広場」
<http://www2.ocn.ne.jp/~kitajiei/>

●連絡・問い合わせ先

城北家畜保健衛生所 ☎0968-46-2075

有機質肥料促進事業補助金申請

交付申請期限 1月31日(木)

市内在住の農家と、その営農集団を対象に市内農地に施用する有機質肥料の購入に要した経費(平成19年1月～12月分)を予算の範囲内(1戸当たり上限10万円)で補助します。

●補助上限

・市内で購入した場合 経費の1/2以内
※要綱改正施行日以前の平成19年1月1日～4月19日に市外で有機質肥料を購入した人が対象となります。(経費の1/3以内)

●問い合わせ先

農政課 農業振興班(合志庁舎)
☎248-1445

